



平成27年9月28日

筑波大学グローバルレジデンス整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、筑波大学グローバルレジデンス整備事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、「大学の国際化推進のための留学生宿舍の整備」「グローバル人材育成および国際性の日常化」「日本に居ながら異文化交流が体験できる国際競争力のある住環境の提供」を目的として、茨城県つくば市内の筑波大学構内において学生（外国人留学生を含む）向け宿舍であるインターナショナルハウスおよびコミュニケーション施設であるコミュニティプラザを新規整備するとともに、一部既存の短期留学・ショートステイハウスを含めて維持管理および運営を約30年間にわたって実施する事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：つくばグローバルアカデミックサービス株式会社

※ 対象事業者は、大和リース株式会社（代表企業、本社：大阪府大阪市）および大和ライフネクスト株式会社（本社：東京都港区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。